

## 精神科認定看護師の資格の再取得に関する一次審査について

### 1) 申請期間

毎年 4 月 1 日～4 月 10 日とする。

### 2) 申請書類

再取得に関する一次審査を受けようとする者は、申請期間内に下記の申請書類を提出する。なお、書類に不備がある場合は受理しない。

#### 精神科認定看護師の再取得に関する一次審査の申請書類

##### 1) 精神科認定看護師再取得申請書

##### 2) 理由書

資格を喪失した経緯・理由及び再取得をめざす理由について 800 字から 1000 字程度で記載すること。

理由書の様式は定めていないが、用紙は A4 サイズとし、申請者氏名を明記すること。

##### 3) 推薦状

##### 4) 臨床能力評価表（様式 5）

##### 5) 看護師免許証のコピー（A4 サイズにコピーすること）

### 3) 書類の記載について

(1) 推薦状と臨床能力評価表の記載は、現在の職場の直属の上司に依頼する。

(2) 推薦状と臨床能力評価表の提出にあたっては、記載者により厳封する。推薦状と臨床能力評価表の記載者が同一である場合は、記載者により同封して厳封してもよい。開封されたものは無効とする。

(3) 自身が所属長など職場の管理者である場合は、法人の代表者等に記載を依頼する。

(4) 自身が法人の代表者である等で上司がいない場合は、推薦状の「氏名」「勤務経験」欄のみを記載し、「診療科名・部門の特性・役職等」欄には、役職名と自身が管理者で上司がいないことを明記する。この場合、臨床能力評価表の提出は不要である。

### 4) 再取得申請料について

上記の書類を受理した後に送られる振込用紙により期日までに支払う。書類を受理した時点で入会をしている場合、および入会手続き中の場合は会員価格とし、入会をしていない場合は非会員価格とする。

5) 審査結果

一次審査の結果は、本人へ書面により通知する。

6) その他

- (1) 手続きにあたっては、精神科認定看護師制度ガイドブックの「資格の再取得」の章を確認すること。
- (2) 一次審査に合格した場合、二次審査を受けることができる。二次審査の詳細は、本人へ書面により通知する。
- (3) 資格の再取得においては、精神科認定看護師制度ガイドブック令和5年改訂版（P64）で提示している「新型コロナウイルス感染拡大による令和2年度特例措置について」は適用されないため、二次審査までに直近5年間の看護実践時間や活動実績が更新要件を満たしていることが求められる。

7) 提出先について

〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7階  
一般社団法人日本精神科看護協会 資格再取得係

8) お問い合わせ先

一般社団法人日本精神科看護協会 認定事業担当  
TEL:03-5796-7033